≪愛知県議会　会議録より≫

《一般質問》

**最後の一人にまで丁寧な対応を求める　就労継続支援A型事業所**【わしの恵子委員】
　株式会社障がい者支援機構が名古屋市北区と清須市にある２か所の就労継続支援Ａ型事業所を廃止し、69人の利用者を解雇した事案について、本年９月定例議会の本委員会でも質問したが、この問題は全国的に大きな問題となっている。そこで、この事案に関して３点伺う。
　１点目に、株式会社障がい者支援機構が未払であった本年６月から８月までの給料は支払われたのか。２点目に、解雇された従業員のうち、行き先が未定であった７人の再就職先は見つかったのか。３点目に、本県が株式会社障がい者支援機構の運営する障害者就労継続支援Ａ型事業所の廃止届を受理したのはいつか。

【障害福祉課主幹（地域生活支援）】
　まず、賃金の支払状況について、株式会社障がい者支援機構のように、企業倒産により賃金が支払われないまま解雇された労働者に対しては、労働基準監督署の関与の上、独立行政法人労働者健康安全機構で実施されている未払賃金立替払制度を利用し、未払賃金の８割が支払われる。現在は、労働基準監督署の指導の下、出勤簿などを精査の上、勤務実態を確認するなどの未払賃金額の確定作業を行っており、金額が確定した後、各利用者や職員からの申請を株式会社障がい者支援機構の破産申立弁護士が取りまとめて提出し、未払賃金が支払われる。
　次に、解雇された人の行き先について、本年９月定例議会以降、新たに３人の再就職先が決まり、現在、再就職先が決まっていないのは４人である。再就職先が決まっていない人は、入院中や、失業手当の給付を受けてから再就職先を考えたいという人であるが、引き続き、各相談支援事業所と連携し、再就職先確保を支援していきたい。
　最後に、廃止届の受理について、本年10月17日に株式会社障がい者支援機構の代表取締役と面談を行い、解雇した従業員の現在の状況を確認した。その結果、就職を希望している人の再就職先が確保されていることと、今後、解雇した従業員に責任のある支援を行うことが確認できたので、本年10月17日付けで、廃止届を受理した。
【わしの恵子委員】
　給料の未払や体調を崩して入院するなど、解雇された人は今後の生活に不安を抱え、大変苦しい思いをしている。体調が悪い人や精神的に苦痛を感じている人への保健師や医師による対応など、県として最後まで責任をもって対応してほしい。
　解雇された障害者の気持ちに寄り添いながら、相談を受けることができる窓口が早急に必要だと思うが、相談窓口を設置する考えはあるか。

【障害福祉課主幹（地域生活支援）】
　解雇された人に対しては、各人を担当している相談支援事業所が相談支援を行っているが、それぞれの相談支援事業所では解決できない課題が生じた場合は、障害保健福祉圏域ごとに県が配置している地域アドバイザーなどと連携し、新しい再就職先が決まるまでしっかりと支援していきたい。

【わしの恵子委員】
　働く意欲のある障害者に対して、再就職先が決まるまで就労支援を行うことが重要だと思う。県は、職業安定所や相談支援事業所と連携しながら、最後の一人が再就職するまできちんと見届けるよう、強く要望する。
　今回の事態が起こった原因と再発防止に向けた取組についてどう考えているか。

【障害福祉課主幹（地域生活支援）】
　本件は、事業の拡大に伴う人件費や賃借料などの増加、他県の事業所で予定していた利用者数を確保できなかったことなどにより、借入金の返済が滞り、資金繰りに窮したことが原因である。
　県では、各事業所の指定審査の際に、収支予算書を提出させ、収支見込みを確認しているが、その後の経営状況の確認が不十分であったことから、今後は定期的な実績報告を求めていくことを検討する。また、事業所の実地指導は、生産活動で得た利益で最低賃金を支払うことができるかなど、賃金に関する収支について重点的に確認する。
【わしの恵子委員】
　税金で事業所を経営するので、県が事業所の経営状況を把握すべきだと思う。また、今回の問題は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）の施行で営利企業も障害者関連事業を実施できるようになったことが発端だと思う。
　現在の県内の就労継続支援Ａ型事業所の総数及び営利法人が運営主体の事業所数を伺う。また、今後、営利企業が運営主体の場合、事業利益が得られなければ事業からの撤退、廃止の可能性も出てくると危惧するが、県の考えを伺う。

【障害福祉課主幹（地域生活支援）】
　就労継続支援Ａ型事業所は、本年12月１日現在で245か所あり、そのうち営利法人が運営主体であるものは205事業所で、全体の83.6パーセントである。
　就労継続支援Ａ型事業所は、働きたくても一般就労に就くことが困難な障害者が、一定の支援の下、多様な働き方を実現できる場所であり、大変重要な事業形態である。しかし、県で行った障害者就労継続支援Ａ型事業所の実態調査によると、８割を超える事業所が、給付費を利用者の賃金に充ててはいけないという、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないため、このような事業所に対しては、国の通知に基づき、経営改善計画書の作成、提出を求め、収益の改善を図るよう指導していきたい。

【わしの恵子委員】
　株式会社障がい者支援機構の元代表取締役は、本年３月22日に株式会社障がい者支援機構の取締役を辞任し、11月１日に別の会社の代表として名古屋市西区で就労継続支援Ａ型事業所を開所した。解雇された障害者の再就職先が決まっておらず、経営が窮しているにもかかわらず、新たに事業を始めることに疑問を感じる。
　今回の事件を受けて、問題の本質や原因を明らかにし、再発防止を図り、障害者の働く権利を保障するためには、国や県が率先してこの問題の解決に取り組むべきである。また、社会福祉事業への営利企業の参入の在り方を見直し、障害者が安心して働き、日常生活を過ごせる場所を確保できるよう検討してほしい。